

川崎市マンション管理適正化推進計画（案）の策定について 意見を募集します

全国的に、高経年マンションの増加が見込まれる中、適切に修繕されないと、外壁等の剥落などにより近隣へ悪影響を及ぼす可能性があることから、令和2年6月にマンションの管理の適正化の推進に関する法律が改正されました。本市においても、今後、マンションの高経年化が予想されることから、市内のマンションの管理の適正化を計画的に推進するため、川崎市マンション管理適正化推進計画の案をとりまとめましたので、市民の皆様からの御意見を募集いたします。

1 募集期間

令和4年12月1日（木）から令和5年1月6日（金）まで
（郵送は当日消印有効。持参は1月6日（金）の17時15分までとします。）

2 閲覧場所

かわさき情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）、公文書館、各区役所の市政資料コーナー、支所・出張所、図書館（本館・分館）、市民館（本館・分館）、市民文化局協働・連携推進課（川崎フロンティアビル7階）、まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課（明治安田生命川崎ビル6階）

※川崎市ホームページでも御覧いただけます。

<https://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/500/0000145274.html>



3 意見提出方法

- （1）郵送又は持参：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課（明治安田生命川崎ビル6階）
- （2）FAX： 044-200-3970
- （3）電子メール： 市ホームページのパブリックコメント専用ページから所定の方法により送信

- ※1 意見書の書式は自由。必ず「題名」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所）」を明記。
- ※2 電話や来庁による口頭での御意見は受け付けておりません。
- ※3 御意見に対する個別の対応はいたしません。類似の内容を整理又は要約した上で、本市の考え方を整理した結果をホームページ等で公表します。

問合せ先

川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課 小島
電話 044-200-0174